

2 検証事項

2-1 施工の基本事項の遵守の妥当性

■ 試行工事の状況について

【適用範囲】

- ・ 現場打ちコンクリート構造物のうち、以下の重要構造物
 - (1) 橋梁（上部工、下部工）
 - (2) ボックスカルバート
（内空断面25平方メートル以上）

【検証データ】

- ・ 検証のために整理したデータは
194件

	構造物種類	基数	件数
適用 構 造 物	橋梁上部工	4 基	10 件
	橋梁下部工（橋台）	31 基	69 件
	橋梁下部工（橋脚）	16 基	37 件
	ボックスカルバート （内空断面25㎡以上）	10 基	21 件
適用 外 構 造 物	ボックスカルバート （内空断面25㎡未満）	8 基	18 件
	排水樋門	2 基	22 件
	排水機場	1 基	11 件
	重力濃縮槽	1 基	4 件
	橋梁地覆	2 基	2 件
合計		75 基	194 件

■ 試行前からの現在までの表層品質について

【箇所選定】

- ・ 試行前から複数の受注者により、継続的に類似構造物の施工が行われている。
- ・ 高架橋であるため、橋台縦壁及び橋脚柱の地上部について目視による確認が容易である。

【検証対象】

- ・ 一般国道253号
三和安塚道路 神田高架橋
(上越地域整備部)
- ・ A1、A2橋台 P1～P26橋脚 計28基
試行前 12基 **試行後** 16基



■表層品質目視評価について

コンクリート表層品質目視評価 評点表

ver.2024.001

評価日 2025/12/●

氏名 ●● ●●

各項目の評価は、別紙の判断基準を目安に1点～4点で行う
(判断に迷う場合は、0.5点刻みで付けてよい)

所属 技術管理課

6項目を
1点～4点
で評価
評価値
最大24点

構造物名 部位	神田高架橋 橋脚柱							
	P●	P●	P●	P●	P●	P●	P●	P●
評価項目								
沈みひび割れ								
表面気泡								
打重ね								
型枠継ぎ目の ノロ漏れ								
面的な砂すじ								
微細な収縮ひび割れ								
豆板 (有無のみ)								
評価値合計								
備考								

【確認方法】
・技術管理課職員3名が地面から約2mの範囲の評価を実施。
・各評価項目の平均値を算出し、その合計を評価値とした。

(この評価は、次回の施工における改善に繋げることを目的としたものである)

表層品質目視評価

令和7年12月11日

沈みひび割れ	3.7
表面気泡	3.3
うち重ね	2.5
型枠継目のノロ漏れ	3.7
面的な砂すじ	3.3
微細な収縮ひび割れ	3.3

評価値合計 19.8

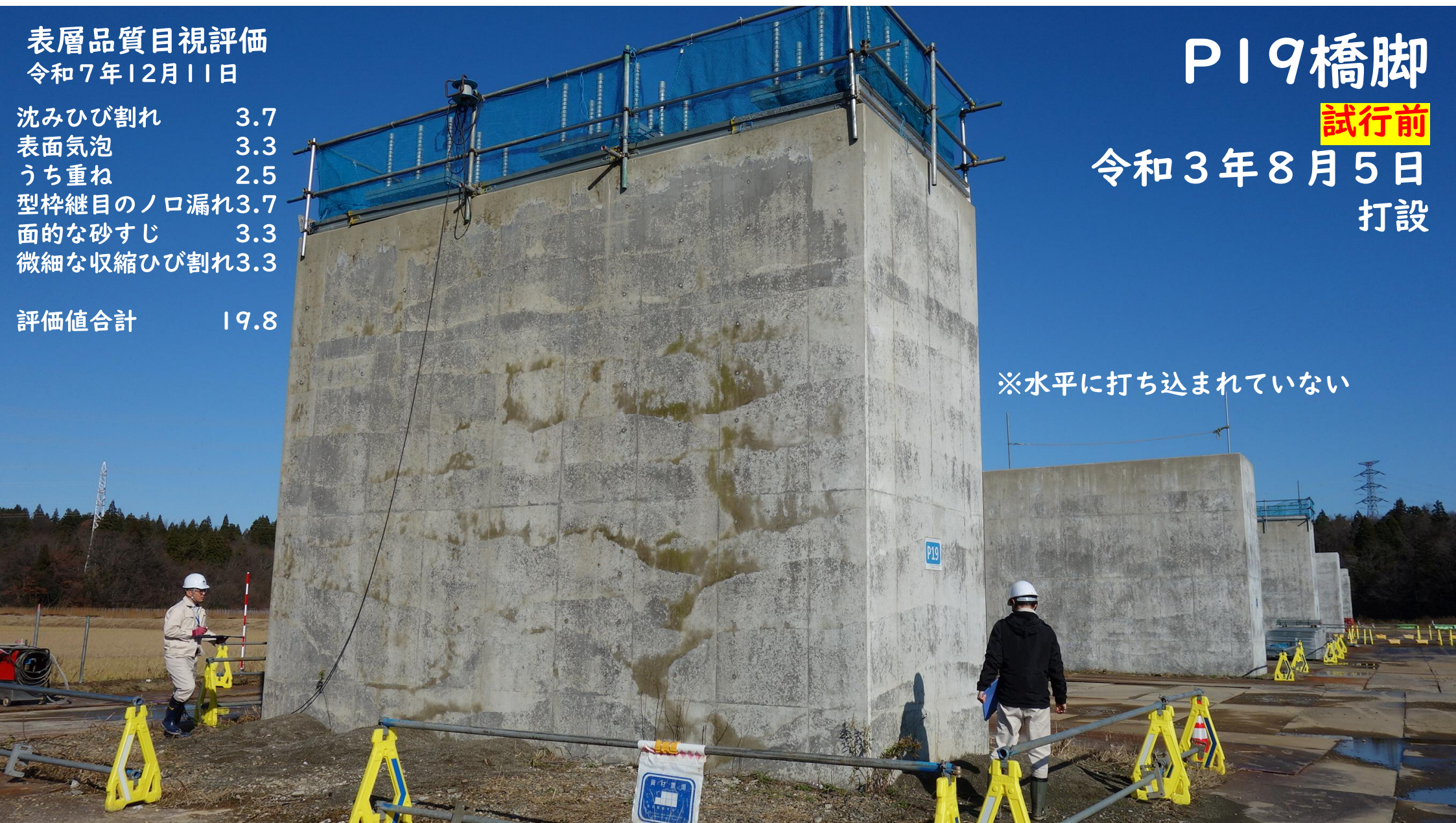
P19橋脚

試行前

令和3年8月5日

打設

※水平に打ち込まれていない



表層品質目視評価

令和7年12月11日

沈みひび割れ	4.0
表面気泡	4.0
うち重ね	4.0
型枠継目のノロ漏れ	3.7
面的な砂すじ	3.7
微細な収縮ひび割れ	4.0

評価値合計 23.4

P24橋脚

試行後

令和6年9月25日

打設



表層品質目視評価

令和7年12月18日

沈みひび割れ	3.5
表面気泡	4.0
うち重ね	3.8
型枠継目のノロ漏れ	4.0
面的な砂すじ	4.0
微細な収縮ひび割れ	4.0

評価値合計 23.3

P2橋脚

試行後

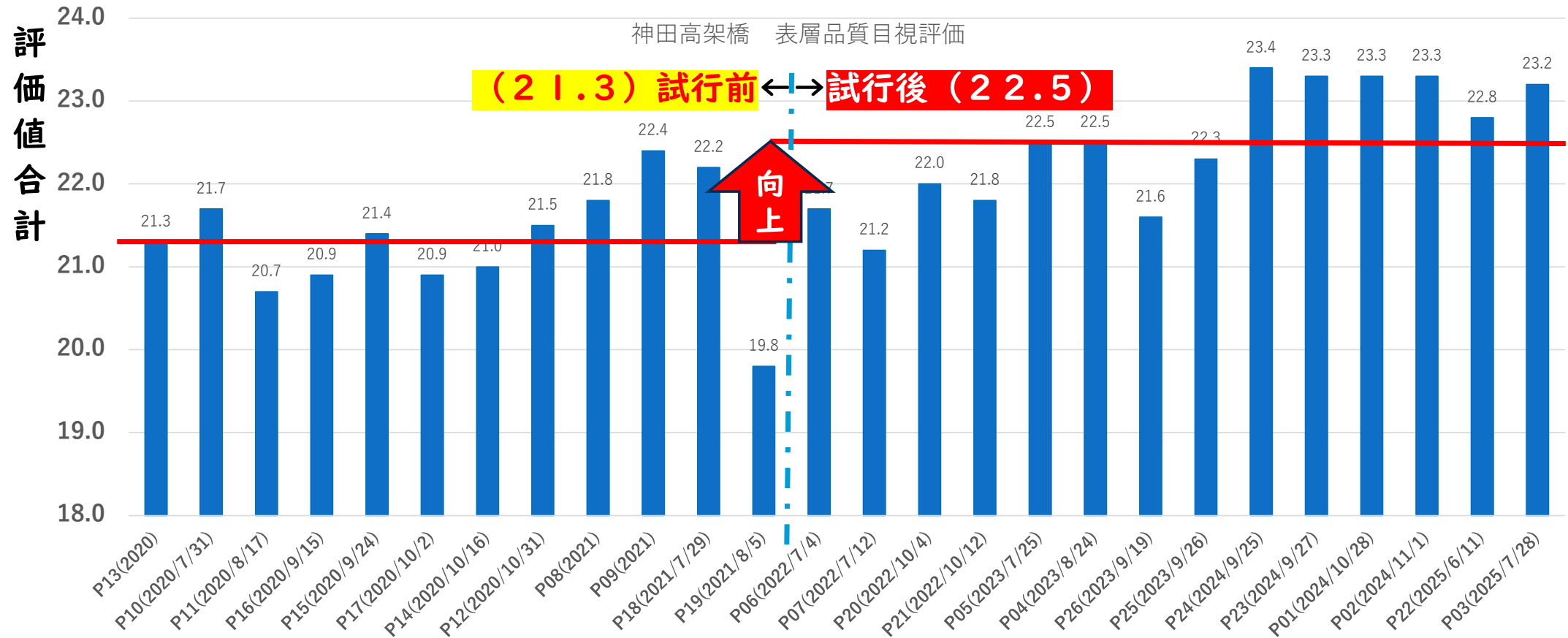
令和6年11月1日

打設



■ 試行前からの現在までの表層品質目視評価について

■ 一般国道253号 三和安塚道路 神田高架橋



橋脚名 (打込日)

(最新)

結果：表層品質は試行後において向上している。

■ 施工者及び発注者からの意見

【施工者からの意見】

- ・ これまで何となく対応していた部分もあったが、施工状況把握チェックシートが分かりやすくて良かった。**経験や知識の不足を補えるツール**として有効だと感じた。
- ・ 打設時の状況を振り返りながら、欠陥の原因を考察して評価できたことが、不具合の防止に非常に有意義であった。

【発注者からの意見】

- ・ 施工時に共に立会うことで、現場に対する見識を深めることができた。
- ・ 目視による確認だけでも、様々な原因や改善策を検討できることを実感した。

■ 施工者及び発注者からの意見から見えた課題

【施工者からの意見】

- ・ **作業員の確保が年々難しくなっており、**
施工状況把握チェックシートに記載された「余裕を
持った人員配置」が困難になってきている。

【発注者からの意見】

- ・ **職員の減少**により、現場立会の頻度が増えることが
業務負担として感じる場面が増えてきている。

以上の意見を踏まえ、

「施工の基本事項の遵守」は継続する。